

行政視察報告書

- ★日時 平成27年11月10日(火)～11日(水)
- ★視察項目 放課後児童健全育成事業における業務委託化
- ★視察市 千葉県館山市
- ★視察者 自然共生党 谷本誠一

1. 館山市 (11/10) = 放課後児童健全育成事業における業務委託化

(1) 説明員

- ①健康福祉部こども課 副課長・子育て支援係長事務取扱 富田くみ子
- ②健康福祉部こども課 主事 吉原みさき
- ③北条学童クラブ 所長 飯高恵美子→現地訪問
- ④(株)アンフィニ館山支店 館山市放課後児童クラブ統括責任者 小儀英明→現地訪問

(2) 学童クラブの保護者会運営に係る過去の経緯

- ①平成6年度=北条小学校の保護者会が同小内に北条学童クラブを設立
- ②平成10年度=館野小学校の保護者会が民家を利用していちごクラブを設立
※現在は「館野学童クラブ」に改称
- ③平成12年度=船形小学校の保護者会が同小内に船形学童クラブを設立
- ④平成13年度=那古小学校の保護者会が同小内に那古学童クラブを設立
- ⑤平成17年度=館山小学校の保護者会が同小内に館山スマイルを設立
※公設化後は「館山学童クラブ」に改称
- ⑥同年度=豊房小学校の保護者会が同小内に豊房学童クラブを設立
- ⑦平成18年度=神戸小学校の保護者会が同小内に神戸学童クラブを設立
- ⑧平成25年度=公設化へ向け検討を開始
- ⑨平成26年度=方針策定
- ⑩同年度=業務委託費を債務負担(補正予算成立)
プロポーザル実施→3者→審査
→(株)アンフィニ(つくばみらい市)に決定
- ⑪同年度=学童クラブ設置条例を制定
- ⑫平成27年度=保護者会による7学童クラブの内、いちごクラブを除く6施設が公設化
- ⑬同年度=市が九重地区公民館内に九重学童クラブを新設
※全11小学校中、1校が休校、2校は児童数が20人、60人と少なく、学童クラブは設立していない。
※神戸児童クラブは後2年間程度、保護者会で運営
平成29年度から小中一貫校を開校(小学校移転に伴い学童クラブも移転)

(3) 市の運営に変更することの考え方

- ①国庫補助対象要件=20人以上の利用
- ②公的補助額=200万円/施設→徐々にアップし、現在226万円/施設
※国1/3、県1/3、市1/3
- ③小規模施設の場合、人件費単県補助=90万円/件(県1/2、市1/2)
※一人分の人件費
県補助限度額50万円→63万円に
- ③施設改修費補助=予算の範囲内で市が補助して来た。
※平成26年度=6クラブに674万円補助
(1クラブは繰越金があったため不要)
空調設置・畳改修=毎年度の補助金で対応
※小規模クラブでは側面補助、但し畳替えは全額補助
九重学童クラブは公設新設のため、市が全額支出
- ④市議会からも公設化要望の質問→側面から支援の方針と答弁
- ⑤保護者会から市長に公設への要望があった。
- ⑥27年度から子ども・子育て新制度が始まるに当たって、公設へ方針転換
- ⑦子ども・子育て新制度に耐え得る保育の質向上が求められていた。
- ⑧直営はコスト高になるため、当初から委託方式を検討
- ⑨近隣の南房総市(平成18年度合併)を視察
※合併町で公設があり、社会福祉協議会に委託していたが、朝から勤務だったので人件費が高んでいた。
- ⑩囑託方式での直営は未検討

※服務管理の職員が一人役増となる。
短時間での嘱託職員の確保が困難と考えた。
民間からの提案が予めあり、保育の質向上が見込まれた。

(4) 公設への変更における保護者会の反応

- ①業務委託後の開所時刻はほぼ同じ（クラブによって若干異なっていた。）
- ②利用料とその徴収方法が異なる→調整に時間を費やす
- ③保護者会（役員は常時交代）は同意を取り付けたが、指導員（ベテラン）は反発
- ④プロポーザルの仕様書に、継続雇用の積極活用を盛り込む。→希望者は全て雇用
- ⑤公設化に反対した指導員は他市へ

(5) 公設化による指導員の待遇

- ①給与の上がり下がり、各クラブによってまちまち
- ②有資格者=900円/h
無資格者=800円/h（最低賃金が平成17年10月から830円/hに増額）
- ③ボーナスの有無もクラブによって異なる。
- ④アンフィニに採用され、ボーナスがなくなった。
- ⑤社会保険が適用となり安定化
- ⑥クラブによって固定給、時間給とまちまち→月額固定給となり安定

(6) 指定管理ではなく、業務委託を選択した理由や考え方

- ①子ども・子育て新制度に合わせ平成27年度からの委託を念頭に置いたため、指定管理のための条例案作成等、時間が足りなかった。
- ②業務委託化にしても、保護者の意見聴取を基に取りまとめに時間がかかった。
- ③業務委託契約は3年間としており、次回は指定管理にする予定

(7) 対象児童と入所定員

- ①27年度から対象児童を小学3年生までから6年生までに拡大
- ②4年生はある程度需要があるが、高学年は入所者が少ない。
- ③定員を設定→待機児童も存在（定員枠を超えても受けて欲しいとの要望あり）
※利用区分により優先順位を設定し審査=毎日利用>夏休み利用>1日利用
※夏休みは定員枠を超えても受け入れる（指導員の意向）。
- ④公設7学童クラブの入所児童数（平成27年10月1日現在）

定員	入所児童数	利用区分毎の人数							
		毎日	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	幼稚園
230人	182人	1日	2人	2人	2人	0人	1人	0人	0人
		合計	67人	64人	32人	10人	5人	3人	1人
		延長	15人	14人	8人	4人	1人	1人	0人

※=幼稚園児（年長）

保育園がない農村地で、公立幼稚園が預かり保育を実施していないため、4才児から学童クラブに入所、現在5才のため1年間の経過措置

- ⑤待機児童対策として、待機の多い北条学童クラブを平成27年度から2クラス編成に変更した。
※平成26年度、北条学童クラブに一人待機児童がいた。

(8) 業務委託後の開所日時

- ①授業日、行事振替休業日、長期休業日（年末年始を除く）、毎月第4土曜日（原則）
※国庫補助を有利にするためには年250日以上開設が必要→第4土曜日を新設土曜日のニーズは殆どないため、通所児童が不在の場合、休業
- ②平日=放課後～18時（保護者の迎え必要）
- ③休業日=8時～18時（保護者の送迎必要）
- ④延長=7時半～8時（保護者の送迎必要）

(9) 業務委託後の利用料金

- ①各クラブの利用料金を参考に市が提案し、クラブ保護者と協議して決定
- ②保護者負担が軽減される（減額となったクラブが多い）。

区分	時間帯	種別	利用料金	備考
毎日利用	8時～18時	8月以外	10,000円/月	
		8月	15,000円/月	学校が夏季休業
夏休み利用	8時～18時		20,000円/期間	7/11～8/31のみ
延長利用	7時半～8時		100円×延長可能日数/月	月額徴収
1日利用	7時半～18時	授業日	1,000円/日	延長料金とセット
		休業日	1,600円/日	

- ③毎日利用は軽減されたが、1日利用で休業日は1,300円から1,600円に上がったクラブもある。
- ④北条学童クラブの毎日利用の利用料金は変更なし。
- ⑤中には高くなった人もいる。
- ⑥1日利用から毎日利用をしたら負担増となるが、入所選考で同点の際優遇される。
- ⑦土曜日を月1日開設しても、利用料増には反映しない。
- ⑧減免規定を新たに設けた。(第2子半額、第3子無料、生活保護世帯無料)

(10) 市の歳出比較

- ①委託料(プロポーザル実施要領)
 契約上限額を3年間で2億4千万円(年8千万円)に設定
 委託事業者の選定→企画提案(配点90点)と金額評価(配点10点)で審査
 プロポーザル時点では9クラブ運営を想定して実施
 →神戸学童クラブが公設化を見送ったことで、契約額は選定時提案より減額
- ②平成26年度(民設民営)=977万7千円(予算)
- ③平成27年度(公設民営)=1億円超(10倍規模)
 ※内、1クラブ開設予算=2,400万円
 ※内委託料=6,900万円(備品は市が負担)
- ④平成26年度までの利用料は各クラブに入っていたが、27年度以降は市の歳入となる。
 2,850万円
- ⑤平成27年度の実質的歳出=6,900万円-2,850万円=4,050万円
- ⑥平成26年度は民設クラブが7施設、27年度は公設が7施設、民設が1施設で、比較はし難い。
- ⑦単純比較すると4,050万円-1,000万円=3,050万円(歳出増)
- ⑧歳出増加分は委託業者のプラスアルファのサービスとサービスの質の向上
- ⑨学校余裕教室を活用しているため、光熱費は学校負担
- ⑩利用者負担率=2,400万円/6,900万円=35%

(11) 公設民営化後とのサービス比較

- ①延長保育の導入=保護者の要望を踏まえ、事業者が提案
 ※7時半開所のクラブもあったことも要因
- ②利用料金の口座振込に統一(保護者会時は口座振込と手渡しとまちまち)
- ③保護者会運営の時、県のガイドラインに沿って、各クラブに有資格者が最低1名はいた(ガイドライン→有資格者が望ましい)。
- ④配置基準=40人対指導員2名→人員配置は手厚くなった。
 ※保護者会の場合、40人に1名の場合もあった。
- ⑤障害児加配は、市と協議の上決める。→委託料の中に含める。
- ⑥土曜日開設には保護者会から反対もあった。
- ⑦仕様書での指導体制
 事業運営に当たり、統括指導員1名(事務所に事務員と配置)→施設を巡回
 ※事務所は委託業者が賃貸
 各施設に所長=主任指導員
- ⑧仕様書での指導員配置基準
 児童数～20人→1名以上
 児童数20人～40人→2名以上
 児童数40人～→3名以上(児童数10人増毎に1名ずつ増員)
- ⑨開所時間中は1名以上は有資格者(保育士or教諭等)を配置
- ⑩保護者会運営時代、指導員に対する県の研修を広報して来たが、参加者は少なかった。→仕様書で県の研修への積極参加を謳う。
- ⑪長期休暇中、お盆も開業へ
- ⑫土日に運動会を開催した場合、月曜日も開業へ
- ⑬早朝の延長保育を初実施
- ⑭業者が指導員研修を実施
- ⑮特別支援保育コーディネーターを派遣
- ⑯統括責任者がクラブを巡回し、校長OBなので心強い

(12) 放課後子ども教室との一体化

- ①市内に公立幼稚園、保育園、子ども園で合計9施設ある。
- ②施設を活用して。放課後子ども教室を平成28年度から9箇所で一体的に実施する計画
- ③新設の九重学童クラブ(9人在籍)をモデルとして一体的運営を実施
子ども教室実施日には、そちらに児童が参加(参加・不参加は自由)

(13) 業務委託者と既存保護者会の今後の関わり

- ①親睦事業
- ②交流促進
- ③意見を聞く場として保護者会を存続
- ④指導員がつなぎ役を果たす。

(14) まとめ

- ①保護者会の運営に補助して来たが、保育の質やサービスに課題を抱えていた。
- ②子ども・子育て新制度に向け、多少歳出が増えても質の向上と行政が責任を持つことにした。
- ③公設化には指導員の反発があったが、推し進めるよりなかった。
- ④保護者には、減免制度導入が説得材料の一つになったと推察される。
- ⑤各クラブ毎に開所時間や利用料金、指導員の給料や待遇にばらつきがあったが、公設化により統一され、不公平感がなくなった。
- ⑥保護者会運営の場合、全国平均より保護者負担が大きいのが常であるが、公設民営になっても、同程度の利用料金を設定したことで、利用者負担率が35%と、呉市の25%より高くなっている。
- ⑦実質的な市の歳出が3,050万円増となったことは、保護者会運営では人件費やサービスが抑制されていたと推察される。
- ⑧委託先が全クラブ同一業者なので、不公平感がなく、統一的な管理ができる。
- ⑨委託期間が3年間なので、今後業者が変わり、運営方針の違いや新たな指導員が出て来る可能性を秘めている。